

令和5年第1回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和5年3月8日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第４号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
議案第２号	町道路線の認定について	3
議案第３号	町道路線の廃止について	4
議案第４号	令和４年度四万十町一般会計補正予算（第８号）	別冊
議案第５号	令和４年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第６号	令和４年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第７号	令和４年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第８号	令和４年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第９号	令和４年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１０号	令和４年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１１号	令和４年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１２号	令和４年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１３号	令和４年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第１４号	令和４年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１５号	令和４年度四万十町水道事業会計補正予算（第３号）	別冊
議案第１６号	四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について	5
議案第１７号	四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について	8
議案第１８号	四万十町情報公開条例について	13
議案第１９号	四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	21
議案第２０号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	22
議案第２１号	四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について	23
議案第２２号	四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例について	24
議案第２３号	令和５年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第２４号	令和５年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第２５号	令和５年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 2 6 号	令和 5 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第 2 7 号	令和 5 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第 2 8 号	令和 5 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 2 9 号	令和 5 年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 3 0 号	令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第 3 1 号	令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第 3 2 号	令和 5 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算	別冊
議案第 3 3 号	令和 5 年度四万十町下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 3 4 号	令和 5 年度四万十町水道事業会計予算	別冊

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の10分の1を超えず、かつ、500万円以下である変更契約を締結すること。

専決第2号

専 決 処 分 書

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年2月20日

四万十町長 中尾 博憲

1 工事名

令和3年度 3災 第124号 町道大道日吉線 道路災害復旧工事

2 契約の相手方

四万十町十川136番地

有限会社松元建設 代表取締役 松元 秀人

3 変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	141,086,000 円	136,917,000 円

議案第 2 号

町道路線の認定について

下記のとおり町道路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	起 点	備 考
		終 点	
7 1 4	金上野井堀線	金上野字井堀 7 6 9 番 1	
		金上野字井堀 7 7 9 番 2	
2 0 2 2 4	北ノ川新ヤシキ線	大正北ノ川字新ヤシキ 2 3 1 番 1	
		大正北ノ川字新ヤシキ 2 2 5 番 4	

議案第 3 号

町道路線の廃止について

下記のとおり町道路線の一部を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	起 点	備考
		終 点	
2 0 1 4 7	下道線	下道字平野地 4 6 6 番 9 地先	
		下道字ホコ岩 7 7 番 2 地先	

議案第 16 号

四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について

四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。第 8 条第 5 項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手續)

第 3 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第 4 条 法第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 28 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費

用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第5条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第6条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(四万十町個人情報保護条例の廃止)

第2条 四万十町個人情報保護条例(平成18年四万十町条例第11号)は、廃止する。

(四万十町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の四万十町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第12条、第24条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示(これに係る手数料を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三

者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 17 号

四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について

四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、四万十町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、四万十町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 四万十町情報公開条例（令和 5 年四万十町条例第 号。次条及び附則第 2 条において「情報公開条例」という。）第 18 条第 1 項
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。次条において「個人情報保護法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項
- (3) 四万十町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年四万十町条例第 号。次条において「議会個人情報保護条例」という。）第 45 条

(定義)

第 3 条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 情報公開条例第 18 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関
 - (2) 個人情報保護法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした町の機関（四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年四万十町条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する町の機関をいう。）
 - (3) 議会個人情報保護条例第 45 条の規定により審査会に諮問をした議会
- 2 この条例において「公文書」とは、情報公開条例第 12 条に規定する開示決定等に係る公文書（情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げる保有個人情報をいう。

(1) 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項又は第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）

(2) 議会個人情報保護条例第 20 条第 5 号ア、第 35 条第 1 項又は第 42 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（組織）

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

（委員）

第 5 条 委員は、法律又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第 6 条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を総理し、会務を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。（審査会の調査権限）

第 7 条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 8 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口

頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を開覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の開覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの開覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その開覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による開覧をさせようとするときは、当該送付又は開覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による開覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 15 条 第 5 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(四万十町情報公開条例の改正による情報公開審査会の廃止に伴う経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に情報公開条例による改正前の四万十町情報公開条例（平成 18 年四万十町条例第 10 号。以下「旧情報公開条例」という。）第 20 条の規定により設置された四万十町情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第 20 条第 7 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(四万十町個人情報保護条例の廃止による個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 施行日前に個人情報保護法施行条例附則第 2 条の規定による廃止前の四万十町個人情報保護条例（平成 18 年四万十町条例第 11 号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第 38 条の規定により設置された四万十町個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審査会の委員である者又は施行日前において旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第 38 条第 6 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

議案第18号

四万十町情報公開条例について

四万十町情報公開条例を次のように定める。

令和5年3月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町情報公開条例

四万十町情報公開条例（平成18年四万十町条例第10号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示等（第5条—第19条）

第3章 情報公開の総合的な推進（第20条—第22条）

第4章 雑則（第23条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町民の知る権利を保障するために、公文書の開示を求める町民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務の全うと、町民と町が情報を共有することによる町政への町民参画の促進を図り、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で透明な町政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他これに類する町の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、町民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して適正な請求に努めるとともに、開示された情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示等

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（独立行

政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）別表第一に掲げる法人をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活若しくは財産の保護その他基本的人権の擁護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

- (5) 町の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する

おそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第10条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、当該請求に係る公文書の全部を開示請求のあった日に開示すること

ができる場合は、口頭により通知することができる。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項又は前項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、第1項又は前項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、当該期日を前項の書面に付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第10条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの公文書について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 開示請求に係る公文書に町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該

第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第6条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第15条 実施機関は、第11条第1項の規定により公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該公文書を開示しなければならない。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

第16条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の定めるところにより公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより前項の費用を減額し、又は免除することができる。

（審査請求）

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別に定める四万十町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を開

示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項に規定する諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。）

（2） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の諮問に対する答申を受けた実施機関は、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2） 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進）

第20条 実施機関は、公文書の開示を行うとともに、町政に関する正確で分かりやすい情報を町民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（会議の公開）

第21条 実施機関の附属機関その他町民、有識者等の意見を聴取し町政に反映することを目的として設置される審議会、協議会等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 他の法令等の規定により公開しないこととされている場合

（2） 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合

（3） 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（出資法人等の情報公開）

第22条 町が出資又は財政的援助を行う法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第4章 雑則

(文書目録の整備)

- 第23条 実施機関は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

- 第24条 町長は、毎年度1回、この条例の規定に基づく公文書の開示の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(他の制度との調整)

- 第25条 この条例は、他の法令等の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しない。

(委任)

- 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の四万十町情報公開条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定により、現にされている公文書の公開の請求は、この条例第10条第1項の規定による開示請求とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手續その他の行為で改正後の条例中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

議案第 19 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険条例（平成 18 年四万十町条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（規則への委任）」に改める。

第 4 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 2 項」を「次条第 2 項」に、「行わない」を「、行わない」に改める。

第 5 条第 1 項中「時」を「とき」に改め、同条第 2 項中「行わない」を「、行わない」に改める。

第 6 条中「当該給付」を「、当該給付」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

（4） 法第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 10 分の 3

第 7 条第 1 項中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」を「法」に、「健康保持増進のため」を「健康の保持増進のために」に改め、同項第 4 号中「又は保険給付」を削る。

第 10 条に見出しとして「（国民健康保険税の賦課）」を付し、同条中「世帯主」を「被保険者の属する世帯主（以下「世帯主」という。）」に改める。

第 12 条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 4 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 20 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成 18 年四万十町条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「20万円」を「22万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第 2 号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第 3 号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第 26 条に見出しとして「(町税条例への委任)」を付する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例

四万十町営改良住宅条例（平成18年四万十町条例第148号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

名称	建設年度	構造	床面積／一戸当	設置場所
奥内第 1 団地	令和元年	木造	69.55㎡	四万十町大井川 957番地 4
奥内第 2 団地	令和 2 年	木造	55.45～69.55㎡	四万十町大井川 1399番地 1
奥内第 3 団地	令和 3 年	木造	69.56㎡	四万十町大井川 1422番地 1
八木第 1 団地	令和 4 年	木造	57.84～71.38㎡	四万十町大井川 1841番地 3
八木第 2 団地	昭和51年	簡易耐火二階建	66.3～81.3㎡	四万十町大井川 1782番地 1

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例について

四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例

四万十町町産材利用促進条例（平成22年四万十町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住宅」の次に「等」を加え、「助成措置を講じる」を「補助金を交付する」に改める。

第 2 条中「それぞれ」を削り、同条第 1 号中「住宅」の次に「等」を加え、「日常生活に最低限必要な居住空間を備えた地方税法上の家屋をいう。」を「た住宅、店舗又は事務所をいう。」に改め、同条第 2 号中「証明される」を「証明された」に改め、同条第 3 号中「住宅」の次に「等」を加える。

第 3 条の見出し中「助成」を「補助」に改め、同条中「助成措置」を「補助」に改め、同条中「助成」を「補助」に改め、同条各号列記以外の部分中「住宅」の次に「等」を加え、同条中「すべて」を「全て」に改め、同条第 1 号中「助成を受けようとする者の属する世帯全員」を「当該申請者（個人にあつては、世帯全員）」に改め、同条第 2 号中「住宅」の次に「等」を加え、同号中「当該住宅に」を削り、「居住すること。」を「その用途に供すること。」に改める。

第 4 条の見出しを「(補助金の交付)」に改め、同条中「次の各号に掲げる」を「規則で定める」に、「前条で定める助成」を「補助」に改め、同条各号を削る。

第 5 条及び第 6 条中「助成」を「補助」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。